

北海道教育委員会会議審議概要（令和5年第23回）

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 令和6年度予算概算要求の基本方針について

ア 説明員 岡内総務課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【岡内総務課長】

この方針は、道の予算編成方針を踏まえて毎年度定めており、道教委としてこれに基づき、予算要求を行うこととなります。

資料2ページを御覧ください。まず、前文にあるとおり、道ではこれまで、感染症対策や社会経済活動の回復、物価高騰対策などの諸課題に取り組んできているところです。こうした中、令和6年度（2024年度）は、顕在化している課題や社会経済情勢の変化への対応、コロナ禍後の社会を見据えた取組を進めていく必要がありますが、現時点で令和以降最大の収支不足額が生じる見通しであり、引き続き財政の健全化にも取り組む必要があります。こうした状況にあることから、令和6年度予算においては、事務事業の徹底した精査やスクラップアンドビルドなどに取り組むとともに、優先度の高い施策に、限りある行財政資源を効果的・効率的に配分するとされています。

2ページの中段以降になりますが、こうした道の方針を踏まえ、道教委としては、歳入・歳出の見直しを一層強化しつつ、当面する諸課題に適切に対応するための施策予算や、学校教育や児童生徒に直接影響のある経費等の確保に向けて取り組むこととします。具体的には、「1 基本的事項」（1）にあるとおり、北海道教育推進計画の施策の柱である「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」、「地域と歩む持続可能な教育の実現」を着実に推進するため、学力・体力の向上やいじめ・不登校対策といった継続的な課題への対応のほか、ICTを活用した教育や学校における働き方改革、さらに、地学協働体制の構築を一層推進するための予算づ

くりを進めることとしています。

次に、3 ページの中段を御覧ください。「2 枠配分（政策評価に基づく配分範囲）の概要」とありますが、予算要求に当たっては、総務部から、教育庁を含む各部に対し、「(1) 一般施策事業・庁舎等維持費」、「(2) 施設等建設事業」に関し、予算の範囲が枠決めされていることを記載しています。下段の「3 歳入に関する事項」についてですが、(2)、使用料及び手数料に関し、適切な公費負担と受益者負担の観点から見直しを行うこととしています。

次に、4 ページを御覧ください。「4 歳出に関する事項」(2)にあるとおり、各種事務事業については、事業の必要性を改めて検討し、事業効果のより一層の向上などを図るため、政策評価結果を踏まえた見直しを確実に予算に反映させることとします。また、多様な主体と連携した事業構築を行うほか、民間との連携についても積極的に検討を進めることとしています。

主な内容の説明は以上です。道財政は厳しい状況が続きますが、学校や児童生徒への影響が生じないように十分配慮しながら、限られた予算で最大の効果が上げられるよう、予算要求を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

全体的に大変な中、予算要求をしていくことになるのだろうと思います。基本的事項として施策の三つの柱があると思いますが、予算を要求していくに当たり、この三つの柱のうち特に重要な内容について、幾つかお示しできるものがあれば教えていただきたいと思います。

【岡内総務課長】

2 ページの基本的事項のところ、柱を踏まえた施策ということですが、いろいろな事業がこの柱にぶら下がっていくような形になりますけれども、例えば「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の

推進」という柱では、学力・体力の向上が最も大きい部分になってくるだろうと思います。事業としては、学力向上推進事業費や、体力向上推進事業費などが該当してくると思います。

それから二つ目の「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」という柱については、まず、いじめ・不登校対策として、安全・安心な学校づくりがあります。それから、学びの機会の保障ということだと思いますと、コロナ禍の中で新しく確立されてきた内容としては、よりICTを使った教育ということがあると思いますが、そうしたICTを使って授業改善などを図るということについても、取り組んでいかなければならないものと思っています。また、質を高めるという点では、学校における働き方改革などがつながってくる事業だろうと思っていますので、これまでも取り組んできている内容ですが、来年度予算においても、更に取組を進めていきたいと考えています。

最後に、「地域と歩む持続可能な教育の実現」という柱については、文字どおり地学協働という取組を行っていきまして、この取組を進めていくような事業を、来年度についても検討していきたいと考えています。

【川端委員】

ありがとうございます。財政状況の厳しい中で予算要求をしていくことになると思いますが、的確に、子供たちの学習環境が整うようにお願いします。

【大鐘委員】

この基本方針（案）の前文5行目からの第2段落に書かれてあるように、令和6年度（2024年度）は「コロナ禍後初めての通年予算編成であり」、それからその段落の最後には「コロナ禍後の社会を見据えた取組を進めていく必要がある」ということで、ここに私は最も注目したいと思っています。つまり、今回の予算編成はこれまでになかったプロセスになるだろうと考えられます。例えば、具体的には「1 基本的事項」（2）以降に出てくる手続に関して、令和5年度（2023年度）の政策評価に基づく結果からの配分へプロセスとしてつながっていく

のだろうと思うのですが、この令和5年度（2023年度）の政策評価は、コロナ禍における政策実施状況に対する評価ということを見ると、コロナ禍以前の政策評価とは違った観点を含んだ評価になっていかざるを得ないのではないかと考えます。そうした中で、更にコロナ禍後の社会を構想するという、非常に難しい予算編成のプロセスになってくるだろうと考えているところです。コロナ禍後の社会の構想という難しい中で、政策評価からの予算編成をされていくということで、大変な作業を担っていくことになるだろうと思いますが、慎重に、緻密にプロセスをたどっていただきたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 報告 1 令和5年度教育費補正予算案について

ア 説明員 岡内総務課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【岡内総務課長】

11月22日の教育委員会で、教育長が処理することで了解いただいた令和5年度教育費補正予算案について、変更がありましたので、報告します。

はじめに、「1 補正予算額及び累計額」を御覧ください。今回の補正額は、26億4,302万6,000円で、令和5年度予算の累計額は、3,830億6,933万1,000円となります。

次に、「2 補正予算案の概要」を御覧ください。上段の「特別支援学校校舎空調整備費」については、前回説明した内容から変更はありませんが、下段の「道立学校校舎簡易型空調機器緊急整備費」は、職員室等について計上済みの予算を活用して整備することとしたため、追加提案する予算額としては約1億6,000万円の減額となったものです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

暑さ対策としての簡易型クーラーの整備を予算に早速盛り込んでいただき、大変有り難いと思っています。整備予算が約1億6,000万の減額となった理由を、もう少しお聞きしてもよろしいでしょうか。

【岡内総務課長】

予算を新たに計上するという意味では、要求した額よりは減額になっているのですが、これは予算をどこから出すかという、少しテクニカルな部分になります。職員室の整備分には校長室などが含まれますが、この部分について、新たに予算を積み増しして整備するのではなく、我々の手元に、今年度間に節約してきて残っている予算がありますので、その予算を活用して整備することになったということです。

整備の内容自体が減っている訳ではなく、残っている予算で計上した分だけ、新たに予算を積み増しせずに整備するという形になったというところでは。

【青山委員】

職員室はクーラー完備になるということですね。ありがとうございます。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 報告 2 学校における暑さ対策について

ア 説明員 今村健康・体育課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【今村健康・体育課長】

道教委では、今夏の猛暑を踏まえ、子供たちの生命と健康を守るため、道立学校における暑さ対策について、ソフト・ハードの両面から検討してきたところであり、その内容について説明します。

資料 2 ページを御覧ください。はじめに、「1. 長期休業期間の取扱い」についてですが、このことについては、11月22日の教育委員会で議論いただいておりますので、詳細の説明は省略しますが、道立学校における夏季休業及び冬季休業を合わせた総日数を50日から56日に変更したところです。今後の対応としては、各市町村教育委員会等に対し、各種会議の場を通じて、規則改正の趣旨を丁寧に説明していきます。

次に、「2. 熱中症の予防対策」についてですが、暑さ指数が31℃を超えた場合には、「運動を原則中止」としており、体育活動や部活動について、この取扱いを徹底します。また、中体連等の関係団体に対し、大会等の実施に当たり、熱中症対策に万全を期すよう要請します。

このことについては、環境省及び文部科学省の手引等に示されているものであること、校長会やPTA団体、医師等で構成する北海道学校保健審議会で審議した結果、賛成意見が多く、特段の反対意見がなかったことなどを理由としています。

なお、中体連や高体連等からは、大会等において、日程や会場等の運営上の事情から、中止や延期等が難しい場合があるという懸念が表明されています。このため、3ページの上段の「○」にありますように、今後の対応として、中体連や高体連等との協議の場を設け、暑さ対策に関する検討を進めることとしています。

次に、「3. 熱中症警戒時の対応」についてですが、熱中症警戒アラートの発表時には、各学校において、暑さ指数、児童生徒や地域の実情、学校等の環境等を勘案しながら、臨時休業の実施を検討することとし、

「熱中症に関する危機管理マニュアル」の改訂を行いました。この措置については、「理由」の欄の3つ目の「○」にありますように、広域な本道においては、学校や地域によって状況が異なることから、それぞれの実情に応じて臨時休業を決定することが望ましいとする意見を踏まえたものです。今後の対応としては、各市町村教育委員会等に対し、各種会議や教員研修の機会を通じて、熱中症に関する危機管理マニュアルの改訂の趣旨を丁寧に説明していきます。

最後に、「4. 空調設備整備等の整備」のハード対策についてです。先ほどの令和5年度教育費補正予算案の説明と重複しますが、道立学校における熱中症対策の強化を図り、子供たちの安全安心な教育環境を確保するため、空調設備及び簡易型空調機器を整備します。空調設備・エアコンについてですが、体温調節が困難な児童生徒が在籍する特別支援学校25校に対し、普通教室に各1台整備します。空調設備・エアコンについては今後も計画的に整備を進める予定ですが、契約や工事に期間を要するため、来年の夏に向けて、表の下段に記載のとおり、簡易型空調機器、窓枠クーラー等を児童生徒が1日の大半を過ごす全道立学校の普通教室と、特別支援学校の寄宿舍舎室に整備します。整備台数については、1室当たりの広さや児童生徒数を考慮し、高等学校の普通教室には各2台、特別支援学校の普通教室及び寄宿舍舎室には各1台としています。なお、ここには記載していませんが、職員室等については、職員の健康保持の観点から踏まえ、既決予算を活用して整備をする予定です。

以上、道立学校における暑さ対策について説明しました。道教委としては、各学校において、安全安心な教育環境を確保できるよう、引き続き取り組んでいきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

このように熱中症に対する整備がいろいろな面で進んできているのは大変喜ばしいことで、また、素早く対応していただいていることを

頼もしく思っています。一方で、5ページを見ますと、暑さ指数が33℃以上と予測された場合に対応が出てくるということになっていますが、スポーツを行っている場合には暑さ指数が31℃以上で運動を原則中止するというので、暑さ指数が30℃以上になってくると、健康に少し不安を生じる児童生徒が出てくるのではないかと思います。

そういうことを考えたときに、このところ少し感じていることですが、私は診療所の医師なのですけれども、新型コロナなどの感染症対策を経て、学校での水分摂取に関して少し足りない児童生徒がいるのではないだろうかと感じています。現在、飲料水を自分のボトルに入れて持って行き飲んでいる児童生徒が多いと思いますが、暑さが厳しいときには、当然、水分摂取に関しての必要量が多くなるわけで、それに対して十分な量の飲料水を自宅から持ち込んでいるかという点、必ずしもそうではないように思います。そうすると、学校の水道で水分補給をするということになります。先ほど申し上げた新型コロナの感染症対策などを経て、水道から直接水を飲むということに関して、少し感覚的に、否定的な児童生徒がいるのではないかと思います。そのため、熱中症への警戒のためにいろいろな対応をすることと同時に、水分摂取に関する教育も進めていただきたいと思います。

【清水委員】

この夏は非常に暑い時期が続きましたので、非常に迅速な対応だと思っています。ハード面についても、非常に素早い、迅速な対応があったと思っています。

また、ソフト面については、集団としてどう対応するのかという点についての指針が示されたことに意義があると思います。ただ、集団としては一律的な対応のほか、同じ気温であっても、それぞれの個々の児童生徒によって対応等が違いますので、集団的な対応はもちろんですが、それに加えて、個別的な対応が必要になってくるのではないかと思います。

また、渡辺委員からも指摘があったように、熱中症にどう対応していくのか、また、それ以上に自分の体をどう守っていくのか、自分の

体をどう維持していくのかということについての児童生徒への教育というものも持続的に進めていき、集団的対応とともに個別的な対応、そして、児童生徒が自分たちでも考えて、いろいろな状況に対応していくことが求められてくるのではないかと思います。

【大鐘委員】

今の清水委員の意見につながるのですが、子供たちの生命と健康を守るため、ソフト面とハード面の両面からの対策ということで進めていっていただきたいと思います。特に、これからの学校におけるソフト面の対応はかなり幅広く、様々なケースが出てくる可能性があるのではないかと考えています。今回の学校管理規則等の改正に対してもそうですし、清水委員がおっしゃったような個別の生徒への対応等、学校における様々な対応が出てくるので、その辺の情報共有あるいは情報提供を充実させるための経路を、しっかり確保していただきたいと思っています。

【川端委員】

ここまで3人の委員がおっしゃったとおりだと思います。迅速に簡易型空調機器を導入し、コンセントが足りない場合にはポータブル電源を使用するという一方で、いざ避難するときのためにも活用できる学校現場になっていくように整備を進めているということで、大変うれしく思っています。

クーラー病という言葉をよく耳にするのではないかと思います。クーラーに慣れていない人間は体が冷えすぎて、逆に体調が悪くなるということもあります。そういう面では、今度はクーラーを導入した後の対応の仕方や、例えば、プールで泳いでいる際や冬の寒い場所で運動する際に水分補給をしなくても平気だと思ってしまう状態と同じにならないよう、積極的な水分補給に関してもソフト面での発信をして、自分の健康維持に結び付けられるような指導を是非お願いしたいと思っています。

また、熱中症の予防対策の中に、中体連や高体連等の運動部系の大会等についても、中止や延期等が厳しいという課題を持ちながら、こ

れから詳細を詰めていくという表現がありますが、年間を通して実施可能な競技においては、実施時期も含めて考え直さなければならないときが来ているのかもしれませんが。例えば、雪のある時期にしか開催できない冬季の競技では、いくら選手を集めていたとしても天候が極端に悪化した場合は中止しますので、中止や延期等が難しいという表現はいかがなものかと、少しこの課題に対して感じました。

いろいろと検討していく中で、今までと開催時期が違ったとしても参加できる集団で競技を実施するなど、持続可能な方策を取ることも一つなのかなと思います。もちろん、夏にコンクールがあり暑い中で楽器を演奏しているように、文化系の部活動でも同じ課題があります。こういった課題を含め、開催時期の問題などを関係団体と協議して、より良い環境づくりをしていただければと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(4) 報告 3 令和5年度文部科学大臣表彰（教育者表彰）の被表彰者の決定について

○ 報告を了承